

議 会 運 営 た よ り

9月/2021年/NO.47

発行 ■ 特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議（認定法人）[鎌倉市市民活動センター指定管理者]
TEL0467-60-4555 FAX0467-61-3928 ■ E-mail:npo@chive.ocn.ne.jp ■ http://npo-kama.sakura.ne.jp/uk/

特集…「第5期指定管理者に応募」

コロナ禍中の活動の試行錯誤

東京オリンピックも終わりパラリンピック開催中の今も、このコロナ禍の収束する先が見えてくる様子は全くありません。連日の報道によればさらに悪化が懸念されているような状態の昨今です。

昨年の冬からこれまでこの状態の日々の中で、市民活動団体の一員としても高齢者の個人としても、とまどいや断念や変更などの模索続きとなり、その困惑の中から新しい試みや方向転換などに知恵をしぼり、今も今後の活動をどう進めていくか試行錯誤が続いています。

当会が一昨年まで20年以上続けてきた市内第2小学校の上級生児童対象の年5回の料理教室「わくわくクラブ」のボランティア活動も中断を余儀なくされたことは本当に残念でした。他にも毎年恒例の講習会や奉仕バザーなど、例年同様の開催は断念するしかなく、今他の新しい形で発信する手段を暗中模索している最中です。と同時に会員自身が会のスローガン「家庭は簡素に、社会は豊富に」をこの自粛の続く日常生活の中での実践が真に問われることにもなってきました。そしてこれまで当会が家庭の中の小さな実践を通じて社会に働きかけてきた長い歩みを振り返れば、その実践は今日のSDGsの目標の内容にもつながっていたことを改めて確認できたのは、この混沌の中の気づきでもありました。

90年前設立間もない会の中で、家庭生活の合理化を進める手始めとして提案されたごみの処分については、その始末にかかる社会的経費、人手、家庭から排出する量や分別などの考え方と実践の勧めは往時から現在まで継続され、今SDGsの目標の中に紛れもなく存在していて、社会を少しづつ変えていく基本でもあることを再認識をしています。

この不確かな日常の中で、きれいな地球を次世代につなぐために、目的と自覚を持った小さな実践と近隣への働きかけの継続が、この先いつか大きな流れに合流することを信じながら、この夏休みを機にさらに会員全員で思いをひとつにしつつ、細い道ながら、社会貢献への歩みを続けていくことを、今の当会の活動としています。

(理事 阿部芳子)

- 鎌倉市市民活動センター運営会議(以下、運営会議)は、市民活動団体支援を目的とするNPO中間支援組織です
- 運営会議は、鎌倉市NPOセンター(鎌倉・大船)2館の指定管理者です
- 鎌倉における市民活動の活性化と自立を支援し、共に豊かな地域社会をめざします

令和4年4月から3年間

市民活動センター第5期指定管理者に応募しました

わたしたち「認定NPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議」は現在、第4期指定管理者として鎌倉市市民活動センターを運営しています。その期間は平成31年4月から令和4年3月までの3年間でした。来年4月からは第5期に入ります。去る7月30日に第5期指定管理者の募集要項が発表されました。

運営会議理事会では募集要項を検討の上、当初の方針通り指定管理者として応募することとし、9月10日に鎌倉市長に指定申請書を提出しました。以下、募集要項に沿って、第5期の指定管理業務の取り組み方針の概要を紹介します。

1. センターに求められる役割と新たな課題

募集要項においては次のように記載されています。

『つながる鎌倉条例』や『市民活動』

・新たなつながりを創出するための各種事業の支援、コーディネート

・企業、NPO、行政、学校などとの連携、ネットワークづくりの推進

第5期指定管理者においては、上記を踏まえ、様々な市民活動の相談への対応、また、団体同士や市、地域、企業など多様なセクターを繋ぐコーディネート力を求めています。また、コロナ禍において、ICT

(インターネット・コミュニケーション・テクノロジー)を活用した取り組みが加速的に進んでいます。時代の流れであり、センターにおいても、ICTの活用、その支援についての積極的な提案を期待します。」

注、「つながる鎌倉条例」及び「市民活動と協働を推進するための指針」については鎌倉市役所ホームページ（くらし・環境）地域コミュニティ・市民活動V市民活動支援Vつながる鎌倉条例)をご覧ください。

2. 「第5期指定管理者に特に求めること」にどのように取り組むか

指定管理者に求められる事業内容の基本は、前回の第4期と大きく異なるものではありません。ただし第5期においては、特に「第5期指定管理者に特に求めること」が明記されています。ここで明記された事項については、事業期間の3年間を通して確実にやり抜くことが求められます。

幸い、これらの明記に先駆けて、すでに取り組みに着手している事項もあります。

・センター開設20周年フェスティバル以来、「輪をつなぎ、輪を広げよう」というスローガンで、利用登録団体懇話会を中心に市民活動団体の交流・連携に取り組んできました。

・センターホームページを刷新して団体紹介サイトを充実させ、市民活動の「見える化」を図った。

・専門相談員制度を発足させた。

と協働を推進するための指針』において鎌倉市の市民活動及び協働の推進に関する基本的な考え方や中間支援組織の役割、具体的な施策等について示されています。中間支援組織である鎌倉市市民活動センターは、市、市民等、及び市民活動を行うものの自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図ることにより、時代の流れとともに変化する利用者のニーズに沿った管理・運営を行い、鎌倉市の市民活動をさらに活発化させるような取り組みを進めることが求められます。」

そのうえで「第5期指定管理者に特に求めること」として次のように記載されています。

「センターにおいては、これまでの役割に加え、次に掲げる視点に立ち、市民活動の推進のために役割を果たすよう努めることが求められます。・新たな取り組みの担い手のサポートや環境整備、市民参加の促進

・ZOOM講座を継続的に開催してきた

・フェスティバルでの展示、セミナーへの協力依頼、店舗での展示会開催等の形でいろいろな企業と連携してきた。

・鎌倉市や神奈川県と連携して協働事業の推進、企業・NPO・大学等との連携を試みてきた。

・市内の地域づくり会議や地域のお祭りへの参加等により自治会や商店会とも交流連携してきた、等々。

第5期においてはこのような、市民活動センターとしての基本的・日常的な活動を一層活発化させることに加えて、新しい課題として、次のような活動を積極的に展開したいと考えます。

①市民活動やボランティア活動希望者に有益な情報を提供して活動への参加を促進する。

②「ボランティア・市民活動入門セミナー」「体験ツアー」を開催する。

③多様な活動主体の交流・連携を図り、課題を共有する団体間のネットワークを構築する。

④この活動を推進するために「コーディネート」を置く。運営会議や利用登録団体の会員から適任者5名ほどを選任する。

⑤運営会議ホームページ内に活動分野別団体の交流・連携並びに市民への呼びかけのためのサイト（プラットフォーム）を設ける。

⑥各種ワークショップ等において市民活動団体と企業が相互の社会貢献活動を理解するための機会をつくる。

⑦サイトやSNSの活用の推進者としてICT活用事業推進者を置く。

3. 指定の期間

第5期の指定管理期間は、令和4年4月から令和7年3月までの3年間とされました。

4. 指定管理料

鎌倉市が指定管理者に支払う指定管理料は3年間の総額で39,000千円とされました。（第4期は総額39,059千円）。

補足 募集要項に明記された指定管理業務内容の全容は次の通りです。

ア. ミーティングスペース、作業スペースなどの空間と機能の提供に関する事

イ. コピー機、簡易印刷機などの機材の利用受付に関する事。

ウ. 市民活動団体等の団体情報の収集に関する事。

エ. 市民活動団体等の活動にとって有用な情報の収集に関する事。

オ. 情報誌やインターネット、SNS等を活用したウ、エ等の情報の提供に関する事。

カ. 市民活動団体等の活動にとって有用な知識・技術を習得するための、学習や研修の機会の提供に関する事。

キ. 市民活動への参加希望者への情報提供や、市民活動への参加の

機会の提供に関する事。

ク. 市民活動に関する新たなつながりを創出するための各種事業の支援、市民活動団体等の団体間の交流及び連携する機会の提供・コーディネート、団体間のネットワーキングの促進に関する事。（同じ活動分野や異なる多様な分野あるいは他地域の市民活動団体等をつなぐネットワークづくり、交流機会の創出、団体間のマッチングなど。）

ケ. 市民活動に関する相談に関する事。（市民活動に関する一般的な相談、団体の立ち上げや運営に関する相談、補助金等の申請にかかる書類作成支援、専門家の紹介など。）

コ. 市と市民活動団体等の協働事業全般の促進に関する事。（企画書等書類作成支援、企画提案支援、市との連携に関する事など。）

なお、第5期指定管理の決定については10月下旬に発表されます。

「森のプラットフォーム」

森を切り口に活動する新しいつながり

森は自然の風景としても、寺社などの背景として文化的にも、鎌倉らしさを構成する重要な要素です。私たちは森から空気の浄化、静けさ、保水など様々な恩恵を受け取っています。鎌倉の森では、様々な団体・個人による保全や体験、環境紹介などの活動が活発に行われています。

けれども近年の異常気象禍で倒木やがけ崩れなど災害が目につくようになりました。森は継続的な「手入れ」を必要としているのです。

昨年からセンターではそれぞれに活動していた団体・個人にお声掛けをし、集い、つながる機会を作ってきました。森の文化や共通の課題について話し合いを重ね、このたび、その情報の結末点となるサイトができました。<https://morinoplatform.com/>これを「森のプラットフォーム」として、森での活動の魅力を市民の皆様に向けて一緒に発信し、より多くの方の参加を募ります。協働での人材育成も視野に入れています。

私たちは鎌倉らしさの土台である「森とわたしたちの暮らし」に向き合い、活動がつながること、この環境がより良い形で未来へと継続できるように、市民の皆さんと一緒に動きたいと思っています。

(理事 入江麻理子)



9月からNPOセンターのスタッフとして働く事になりました。藤沢市に20数年住んでいましたが、現在の居住地は茅ヶ崎市で鎌倉市には一度も住んだ事はありません。また、市民活動に携わったことは自治会の役員以外では経験がありませんので皆様のお手伝いが出るか不安ではありますが、諸先輩方いろいろな教わりながら覚えていこうと思っています。

どうぞご指導の程よろしくお願いいたします。
古家 千代子

初めまして、越智 千加子と申します。私は由比ヶ浜出身で海岸の近くに住んでおりました。そのせいか子供のころから鎌倉の海が大好きで、夏休み中は毎日のように海岸に行き、友達と遊んでいた記憶がございます。現在は藤沢に在住しており愛犬とドッグスポーツを楽しんでおります。諸先輩方からご教示いただき、少しでも市民の皆さまのお役に立てる様に精進して参ります。どうぞよろしくお願いたします。
越智 千加子

会員募集

運営会議は会員によって支えられています。入会随時です。

〈会費〉

正会員

個人正会員 2,000円

団体正会員 3,000円

賛助会員

個人 1,000円、2口以上

団体 1,000円、3口以上

正会員数 87名

団体正会員数 13団体

賛助会員数 17名

賛助団体数 180団体

(9月1日現在)

本年度第1回の
全員会議を行います。
正会員の方、ふるって
ご参加ください。

日時:
10月30日(土)
15時~17時

会場:
玉縄学習センター分室
2階 第2集会室
テーマ:「第5期指定管
理者について」

はじめまして。9月よりスタッフとして働かせていただくことになりました。椎名と申します。
私は生まれてから今までずっと鎌倉で生活してきましたが、鎌倉市民活動センターへ足を運んだのは今回が2回目という末活動市民でございました。足を踏み入れて初めて知る鎌倉市民活動の一面を一から勉強し、皆さまと一緒に楽しみながらお仕事ができたらと思っています。未熟者ですがどうぞ宜しくお願い致します。
椎名 朋江

鎌倉市市民活動センター運営会議は「認定NPO法人」格を取得しています

“あなたのご寄附が、鎌倉の街を元気にします”

ご寄附いただいた場合、「寄附金控除」制度が適用され、確定申告で税金の還付が受けられます

お問い合わせはNPOセンターまで！！